

条	改定前	条	改定後
【個人情報の取扱いに関する規約】			
前文	私は、株式会社SBI新生銀行（以下「銀行」といいます。）のカードローン「SBI新生銀行カードローン <u>エル</u> 」を申込むに際して、本申込みにかかる私の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、銀行および新生フィナンシャル株式会社（以下「保証会社」といいます。）が下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、私は、銀行および保証会社が、①本申込みに基づき契約（以下「本契約」といいます。）が成立した場合（本契約の終了後および解約後も含みます。）にも、本申込みにかかる個人情報を、また、②本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報を、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します（以下、本契約にかかる申込みを行う者を「会員等」といいます。）。	前文	私は、株式会社 SBI 新生銀行（以下「銀行」といいます。）のカードローン「SBI 新生銀行カードローン」を申込むに際して、本申込みにかかる私の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、銀行および新生フィナンシャル株式会社（以下「保証会社」といいます。）が下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、私は、銀行および保証会社が、①本申込みに基づき契約（以下「本契約」といいます。）が成立した場合（本契約の終了後および解約後も含みます。）にも、本申込みにかかる個人情報を、また、②本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報を、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します（以下、本契約にかかる申込みを行う者を「会員等」といいます。）。 <u>本規約は 2026 年 11 月 22 日時点における「SBI 新生銀行カードローン」および「SBI 新生銀行カードローン エル」の会員にも適用されます。</u>
第9条	（個人情報の利用・提供の停止） (1)銀行および保証会社は、第1条(1)に規定している利用目的のうち、同条(1)①(j)(k)および同条(1)②(f)(g)について、会員等から個人情報の利用・提供の停止の請求があったとき、または第2条(2)に基づく第三者提供もしくは第2条(3)に基づく同項①の目的での共同利用について停止の請求があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとるものとします。 (2)前項の利用・提供の停止の請求手続きについては、 <u>SBI新生銀行カードローン エル</u> のホームページ（https:// <u>lake.jp</u> ）、保証会社のホームページ（https://shinseifinancial.co.jp）に掲載しております。 (3)(1)に定める場合および個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みにかかる個人情報の利用・提供を停止することはできません。	第9条	（個人情報の利用・提供の停止） (1)銀行および保証会社は、第 1 条(1)に規定している利用目的のうち、同条(1)①(j)(k)および同条(1)②(f)(g)について、会員等から個人情報の利用・提供の停止の請求があったとき、または第 2 条(2)に基づく第三者提供もしくは第 2 条(3)に基づく同項①の目的での共同利用について停止の請求があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとるものとします。 (2)前項の利用・提供の停止の請求手続きについては、銀行のホームページ（https:// <u>www.sbishinseibank.co.jp/</u> ）、保証会社のホームページ（https://shinseifinancial.co.jp）に掲載しております。 (3)(1)に定める場合および個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みにかかる個人情報の利用・提供を停止することはできません。
-	■個人情報の取扱いに関する窓口 (1)株式会社SBI新生銀行 コンシューマーファイナンス部 お客様相談室（個人情報担当） TEL:0120- <u>019-711</u> （受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く） ホームページ https://lake.jp (2)新生フィナンシャル株式会社 お客様相談室（個人情報担当） TEL:0120-019-208 （受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く） ホームページ https://shinseifinancial.co.jp	-	■個人情報の取扱いに関する窓口 (1)株式会社 SBI 新生銀行 コンシューマーファイナンス部 お客様相談室（個人情報担当） TEL:0120- <u>456-240</u> （受付時間:平日午前 9 時 30 分から午後 6 時 00 分 ※土・日・祝日を除く） ホームページ https://www.sbishinseibank.co.jp/ (2)新生フィナンシャル株式会社 お客様相談室（個人情報担当） TEL:0120-019-208 （受付時間:平日午前 9 時 30 分から午後 6 時 00 分 ※土・日・祝日を除く） ホームページ https://shinseifinancial.co.jp
-	202 <u>5</u> 年 1 <u>0</u> 月 <u>23</u> 日改定	-	202 <u>6</u> 年 1 <u>1</u> 月 <u>22</u> 日改定
-	登録 No. 10 <u>059</u> <u>25.10</u>	-	登録 No. 10 <u>341</u> <u>26.11</u>
【カードローンの取扱いに関する規約】（一般規約）			
-	202 <u>3</u> 年 <u>1</u> 月 <u>4</u> 日改定	-	202 <u>6</u> 年 1 <u>1</u> 月 <u>22</u> 日改定

条	改定前	条	改定後
【カードローンの取扱いに関する規約】(カードローン規約)			
第2条	(極度額) (1)本カードローン規約第1条に基づく現金の借入れは、本契約に基づく会員に対する貸付残高が本契約に基づく極度額（以下「極度額」といいます。また銀行では、「契約額」という用語を極度額と同じ意味で使用することがあります。）を超えない範囲内において反復継続して利用することができます。極度額については、本契約事項のとおりとします。なお、銀行が本契約に基づき会員に対して貸付けを行う場合、当該貸付額と本契約に基づく既存の貸付残高(元本のみ)の合計額を新たな貸付金額とします。 (2)<u>会員が夜間に本契約締結の申込みをした場合における前項の極度額は、会員と銀行が合意した希望借入額の範囲内で、会員の信用状態その他の事由に基づき銀行が設定するものとし、設定した極度額は銀行から会員に口頭その他の手段で告知するものとし</u>ます。 (3)銀行は、本条(1)の極度額を、会員の信用状態の悪化その他の理由により銀行が必要と認めた場合または会員の申入れによる場合はいつでも銀行の認める範囲で事前に提示を要することなく減額もしくは0円にすることができるものとします。なお、本項の規定により極度額が残元金を下回り、新たな借入れが中止となった場合であっても、本規約に別段の定めがある場合を除き、会員は超過分について直ちに一括して支払うことを要さず、引き続き第4条に従って返済を行うものとします。 (4)銀行は、本条(1)の極度額を、会員の申入れがあった場合または会員の信用状態に基づいて銀行が所定の審査によって承認した場合に、法令により認められた限度で銀行の認める範囲で増額することができるものとし、銀行から法令上必要な書面の交付を行います。なお、会員は銀行が審査に必要となる所定の書類等を求めた場合はこれを提出するものとします。 (5)本条(3)または(4)に基づく極度額の増減に関する会員の申入れは、<u>次のいずれかの銀行所定の方法により行うことができるものとします。①郵送での所定の申込み、②銀行無人契約機等での申込み、③電話またはインターネット等での申込み、④その他、銀行が定める方法</u>	第2条	(極度額) (1)本カードローン規約第1条に基づく現金の借入れは、本契約に基づく会員に対する貸付残高が本契約に基づく極度額（以下「極度額」といいます。また銀行では、「契約額」という用語を極度額と同じ意味で使用することがあります。）を超えない範囲内において反復継続して利用することができます。極度額については、本契約事項のとおりとします。なお、銀行が本契約に基づき会員に対して貸付けを行う場合、当該貸付額と本契約に基づく既存の貸付残高(元本のみ)の合計額を新たな貸付金額とします。 (2)銀行は、本条(1)の極度額を、会員の信用状態の悪化その他の理由により銀行が必要と認めた場合または会員の申入れによる場合はいつでも銀行の認める範囲で事前に提示を要することなく減額もしくは0円にすることができるものとします。なお、本項の規定により極度額が残元金を下回り、新たな借入れが中止となった場合であっても、本規約に別段の定めがある場合を除き、会員は超過分について直ちに一括して支払うことを要さず、引き続き第4条に従って返済を行うものとします。 (3)銀行は、本条(1)の極度額を、会員の申入れがあった場合または会員の信用状態に基づいて銀行が所定の審査によって承認した場合に、法令により認められた限度で銀行の認める範囲で増額することができるものとし、銀行から法令上必要な書面の交付を行います。なお、会員は銀行が審査に必要となる所定の書類等を求めた場合はこれを提出するものとします。 (4)本条(2)または(3)に基づく極度額の増減に関する会員の申入れは、<u>以下のいずれかの銀行所定の方法により行うことができるものとします。①郵送での所定の申込み、②電話またはインターネット等での申込み、③銀行無人契約機等での申込み、④その他、銀行が定める方法</u>
第4条	(返済) (1)会員は、本契約事項に定める約定返済日までに同記載の約定返済額以上の金額(本契約に基づく残債務額が約定返済額未満の場合は、当該債務額)を返済するものとします。なお、約定返済日が土日祝日および銀行が指定する年末年始等の休業日にあたる場合は、当該休業日の翌営業日を約定返済日とします。 (2)会員が預金口座自動振替(以下「自動振替」といいます。)を利用して返済することを銀行に申請した場合は、前項の規定にかかわらず振替依頼においてあらかじめ指定した日を約定返済日とします。但し、約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。 (3)本契約事項に定める約定返済日と前項の約定返済日が異なる場合、会員からの申出がない限り前項の約定返済日を優先します。 (4)(1)の規定にかかわらず、約定返済日が月毎に規定されている場合、約定返済日前14日以内に返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとし、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとします。但し、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときでも、銀行の判断により当該約定返済日を次回に繰り越すことができるものとします。 (5)(4)の規定にかかわらず、約定返済日が月毎に規定されており、自動振替による返済方法が選択され、かつ自動振替以外の方法により会員から返済がなされた場合の自動振替および約定返済日の取扱いは、以下のとおりとします。 ①約定返済日前14日以内かつ銀行が金融機関に自動振替を依頼する日(以下「自動振替依頼日」といいます。)よりも前	第4条	(返済) (1)会員は、本契約事項に定める約定返済日までに同記載の約定返済額以上の金額(本契約に基づく残債務額が約定返済額未満の場合は、当該債務額)を返済するものとします。なお、約定返済日が土日祝日および銀行が指定する年末年始等の休業日にあたる場合は、当該休業日の翌営業日を約定返済日とします。 (2)会員が預金口座自動振替(以下「自動振替」といいます。)を利用して返済することを銀行に申請した場合は、前項の規定にかかわらず振替依頼においてあらかじめ指定した日を約定返済日とします。但し、約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。 (3)本契約事項に定める約定返済日と前項の約定返済日が異なる場合、会員からの申出がない限り前項の約定返済日を優先します。 (4)(1)の規定にかかわらず、約定返済日が月毎に規定されている場合、約定返済日前14日以内に返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとし、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとします。但し、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときでも、銀行の判断により当該約定返済日を次回に繰り越すことができるものとします。 (5)(4)の規定にかかわらず、約定返済日が月毎に規定されており、自動振替による返済方法が選択され、かつ自動振替以外の方法により会員から返済がなされた場合の自動振替および約定返済日の取扱いは、以下のとおりとします。 ①約定返済日前14日以内かつ銀行が金融機関に自動振替を依頼する日(以下「自動振替依頼日」といいます。)よりも前の

条	改定前	条	改定後
	の日に会員からかかる返済がなされたときは、当該約定返済日において約定返済額の自動振替はされないものとし、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとします。 ②約定返済日前14日以内かつ自動振替依頼日以降の日に会員からかかる返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されますが、繰り越される前の当該約定返済日において約定返済額相当額の自動振替はされるものとし、任意弁済として残債務の弁済に充当されるものとします。		日に会員からかかる返済がなされたときは、当該約定返済日において約定返済額の自動振替はされないものとし、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとします。 ②約定返済日前14日以内かつ自動振替依頼日以降の日に会員からかかる返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されますが、繰り越される前の当該約定返済日において約定返済額相当額の自動振替はされるものとし、任意弁済として残債務の弁済に充当されるものとします。 <u>(6)会員が会員名義のパワーフレックス口座の円普通預金による自動振替を利用して返済することを銀行に申請した場合の返済にかかる取扱い</u>は以下に定めるとおりとします(以下、当該自動振替が設定されたパワーフレックス口座の円普通預金を「パワーフレックス自動振替口座」といいます。))。 <u>①銀行は、約定返済日の銀行所定の時間(以下「約定返済処理時」といいます。))に、第3条に規定する約定返済額を、パワーフレックス自動振替口座にかかる払戻請求書の提出その他会員からの個別の指示を要せずに、パワーフレックス自動振替口座から払戻しの上、残債務の返済に充当します。会員は、約定返済日前日までに約定返済額以上の預金残高をパワーフレックス自動振替口座に確保するものとします。</u> <u>②約定返済処理時において、パワーフレックス自動振替口座の預金残高が約定返済金額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いを行なう義務を負わないものとします。但し、銀行は、パワーフレックス口座円貨預金規定I. 7. (当座貸越)の規定に基づいて、パワーフレックス自動振替口座からの自動振替による払戻金を残債務の返済に充当できるものとします。</u> <u>③約定返済日が月毎に規定されている場合、約定返済日前14日以内に返済がなされたときには、(4)の規定にかかわらず、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとし、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときには、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとします。但し、約定返済日よりも15日以上前に返済がなされたときでも、銀行の判断により当該約定返済日を次回に繰り越すことができるものとします。</u> <u>④会員は、自動振替による約定返済を遅延した場合には、直ちに、(i)当該約定返済日における約定返済金額、または(ii)当該約定返済日に期限が到来した未払利息(当該約定返済日より前に期限が到来した未払利息を除く。)および返済日までの遅延損害金の合計額のいずれか大きい方の金額以上の預金残高をパワーフレックス自動振替口座に直ちに確保するものとします。この場合、銀行は、当該預金残高が確保された後いつでも前各号と同様の処理を行うことができるものとし、銀行がかかる処理を行った日を返済日とします。</u> <u>⑤会員は、前4号のほか、本項に基づく返済に関して銀行所定の手続きに従うものとします。</u> <u>⑥本項に基づく返済について、かりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、会員がその責任を負うものとします。</u> <u>(7)本条の規定にもかかわらず、約定返済を遅延した場合の返済方法について、別途銀行の指示がある場合にはそれに従うものとします。</u>
第 15 条	(お利息サービスプランに関する特約) (1) 銀行は、会員の信用状態および取引状況に基づき、銀行の判断により適用される貸付利率を一定割合で割り引く(利率の引下げを指します。)ことがあります。また、本項に基づく利率の割引(以下「利率割引」といいます。)は本条(2)または(3)に定める効力の失効がない限り、継続的に適用されるものとします。 (2) 本条(1)に定める利率割引の適用期間中、会員が以下のいずれかに該当した場合は、会員の信用状況と併せて銀行の定めるところにより、利率割引の適用を中止することがあります。以下のいずれかの事由に該当することにより本契約により遅延損害金が生ずる場合には、会員は、所定の遅延損害金も併せて支払うものとします。 ① 約定返済日に約定返済額の返済を怠ったとき ② 本カードローン規約第 2 条(3)に定める事由に該当したとき ③ 利率割引適用の際にその理由を特定した場合で、かかる理由がなくなったとき	第 15 条	(お利息サービスプランに関する特約) (1)銀行は、会員の信用状態および取引状況に基づき、銀行の判断により適用される貸付利率を一定割合で割り引く(利率の引下げを指します。)ことがあります。また、本項に基づく利率の割引(以下「利率割引」といいます。)は本条(2)または(3)に定める効力の失効がない限り、継続的に適用されるものとします。 (2)本条(1)に定める利率割引の適用期間中、会員が以下のいずれかに該当した場合は、会員の信用状況と併せて銀行の定めるところにより、利率割引の適用を中止することがあります。以下のいずれかの事由に該当することにより本契約により遅延損害金が生ずる場合には、会員は、所定の遅延損害金も併せて支払うものとします。 ①約定返済日に約定返済額の返済を怠ったとき ②本カードローン規約第 2 条(2)に定める事由に該当したとき ③利率割引適用の際にその理由を特定した場合で、かかる理由がなくなったとき

条	改定前	条	改定後
	④ 本契約に基づく貸付残高完済後 10 日間以内に取引の再開がなかったとき (3) 本条(1)の規定にかかわらず、金利情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、会員に通知することなく本条(1)に基づく利率割引を中止または割引幅を変更することができるものとします。		④本契約に基づく貸付残高完済後 10 日間以内に取引の再開がなかったとき (3)本条(1)の規定にかかわらず、金利情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、会員に通知することなく本条(1)に基づく利率割引を中止または割引幅を変更することができるものとします。
-	(新設)	第 17 条	<u>(SBI 新生銀行口座へ即日振込み・SBI 新生銀行口座から Web 返済に関する特約)</u> <u>(1)会員が会員名義のパワーフレックス口座を本カードローン規約第 5 条③の返済方法に用いる振込元の銀行口座として銀行に届出し、かつ、銀行所定の方法により「SBI 新生銀行口座から Web 返済」の手続きを依頼した場合は、銀行は、払戻請求書・カード等の提出を要することなく、当該手続きにより会員が指定した返済金額を会員の当該パワーフレックス口座の円普通預金から払戻しのうえ、残債務の返済に充当するものとします。</u> <u>(2)会員が前項により「SBI 新生銀行口座から Web 返済」の手続きをした時点において、当該手続きにより会員が指定した返済金額が会員のパワーフレックス口座の円普通預金から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、銀行は、払戻しを行う義務を負わないものとします。但し、銀行は、パワーフレックス口座円貨預金規定 I. 7. (当座貸越)の規定に基づいて、会員のパワーフレックス口座の円普通預金からの払戻金を残債務の返済に充当できるものとします。</u> <u>(3)会員が、パワーフレックス口座を本カードローン規約第 1 条(1)②の借入方法に用いる振込先の銀行口座として銀行に届出し、かつ、銀行所定の方法により「SBI 新生銀行口座へ即日振込み」の手続きを依頼した場合は、銀行は、当該手続きにより会員が指定した貸付額を、銀行所定の手続きにより、当該パワーフレックス口座の円普通預金に振り込むものとします。</u> <u>(4)会員は、前 3 項のほか、「SBI 新生銀行口座へ即日振込み」および「SBI 新生銀行口座から Web 返済」に関して銀行所定の手続きに従うものとします。</u> <u>(5)「SBI 新生銀行口座へ即日振込み」および「SBI 新生銀行口座から Web 返済」について、かりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、会員がその責任を負うものとします。</u>
(新設)		附則	
-	-	第 1 条	<u>①「SBI 新生銀行カードローン エル」の会員および②過去に「SBI 新生銀行カードローン エル」または「新生銀行カードローン レイク」の会員になったことがあり、2026 年 11 月 22 日以降に新たに「SBI 新生銀行カードローン」の会員になった方については、銀行が認めた会員に限り、本カードローン規約第 4 条第 6 項および第 17 条が適用されるものとします。</u>
-	2024 年 9 月 26 日改定	-	2026 年 11 月 22 日改定
-	登録 No. 10060 24.09	-	登録 No. 10342 26.11

条	改定前	条	改定後
【保証委託契約約款】			
前文	委託者は、株式会社 SBI 新生銀行（以下「甲」といいます。）との「SBI 新生銀行カードローン <u>エル</u> 」にかかる金銭消費貸借契約（以下「原契約」といいます。）に基づく債務について、以下の各条項を確認し承認の上、新生フィナンシャル株式会社（以下「乙」といいます。）に対して保証を委託します。	前文	委託者は、株式会社 SBI 新生銀行（以下「甲」といいます。）との「SBI 新生銀行カードローン」にかかる金銭消費貸借契約（以下「原契約」といいます。）に基づく債務について、以下の各条項を確認し承認の上、新生フィナンシャル株式会社（以下「乙」といいます。）に対して保証を委託します。 <u>本約款は 2026 年 11 月 22 日時点における「SBI 新生銀行カードローン」および「SBI 新生銀行カードローン エル」にかかる金銭消費貸借契約に基づく債務について乙に対して保証を委託した委託者にも適用されます。</u>
第 10 条	（過剰返済・相殺処理の取扱） 委託者が残債務額を超える返済をした場合、かかる返済により生じた預り金には乙は利息を付さず、返却方法および返却場所は、「SBI 新生銀行カードローン <u>エル</u> 」にかかるカードローン規約第 1 条(2)に定める委託者名義の銀行口座、同規約第 5 条②の委託者の指定する委託者名義の預金口座、委託者が自動振替のために乙に対して届出た委託者名義の預金口座または委託者の別途指定する委託者名義の銀行口座への振込その他乙所定の手続によるものとします。	第 10 条	（過剰返済・相殺処理の取扱） 委託者が残債務額を超える返済をした場合、かかる返済により生じた預り金には乙は利息を付さず、返却方法および返却場所は、「SBI 新生銀行カードローン」にかかるカードローン規約第 1 条(2)に定める委託者名義の銀行口座、同規約第 5 条②の委託者の指定する委託者名義の預金口座、委託者が自動振替のために乙に対して届出た委託者名義の預金口座または委託者の別途指定する委託者名義の銀行口座への振込その他乙所定の手続によるものとします。
-	202 <u>4</u> 年 <u>9</u> 月 <u>26</u> 日改定	-	202 <u>6</u> 年 <u>11</u> 月 <u>22</u> 日改定
-	登録 No. 10 <u>061</u> <u>24.09</u>	-	登録 No. 10 <u>343</u> <u>26.11</u>